

**地域共生・地域裨益型再エネ発電事業
（重点対策加速化事業分）
公募型プロポーザル 募集要項**

令和7年5月

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室



1 公募の概要

- (1) 公募の目的 3
- (2) 公募内容 3
- (3) 電力契約 4
- (4) 事業期間 4
- (5) 貸付物件の概要 5

2 太陽光発電事業実施にあたっての基本的事項

- (1) 基本協定の締結 7
- (2) 設置工事前の調査・手続 8
- (3) 周辺関係者への説明会等の実施 8
- (4) 設備の設計・設置 8
- (5) 土地賃貸借契約の締結 9
- (6) 工事の実施 9
- (7) 維持管理・報告・非常時等 10
- (8) 電力供給期間終了後の設置撤去等 10
- (9) 地元企業への配慮 10
- (10) その他 11

3. 提案資格の要件等

- (1) 提案者の資格 11
- (2) 注意事項 12

4. 公募の手続き

- (1) 公募のスケジュール 12
- (2) 公募手続き 12

5. 提案書作成要領

- (1) 提案書の受付 14
- (2) 作成方法 15
- (3) 記載内容 15
- (4) 注意事項 16

6. 優先交渉権者の選定

- (1) 選定委員会の審査・評価 16
- (2) 一次審査（書面審査） 17
- (3) 二次審査（ヒアリング） 17
- (4) 評価基準 18
- (5) 結果の公表・通知 19
- (6) 非特定説明要求 19
- (7) 次点者の地位 19

1 公募の概要

(1) 公募の目的

苫小牧市（以下、「市」という。）では、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、「苫小牧市第 4 次環境基本計画～第 1 期ゼロカーボン推進計画～」及び「第 4 期苫小牧市役所エコオフィスパラン」を策定しており、中間目標として 2030 年度までに CO₂排出量を市域全体で 2013 年度比 48%削減、業務部門で 51%削減と定めている。

目標の達成に向けては、市内における再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の地産地消に向けた取組といった、地域脱炭素の推進が必要となる。

本公募は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用しながら、市有地に太陽光発電設備（以下、「設備」という）を設置し、オフサイト PPA 方式により再エネ電力を市有施設に供給する事業を行う事業者を選定することを目的とする。

(2) 公募内容

- ア 募集する提案内容は、市が示す市有地貸付物件（以下、「貸付物件」という。）におけるオフサイト PPA 方式での太陽光発電事業とする。
- イ 本事業は環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用した間接補助事業である。事業者は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱、実施要領（別紙 2・重点対策対象事業要件「2. イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」等の記載内容を遵守すること。
- ウ 補助金は令和 9 年度に交付するものとし、補助額については最大 3 億円を想定しており、活用額については市と協議の上決定する。補助対象経費については、以下で示す関連資料（エ）のとおりとするが、「測量及試験費」及び「業務費」に係る費用は事業者の負担とする。

【関連資料】

- (ア) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/1-1-CDS-kofu-yoko.pdf>
- (イ) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf>
- (ウ) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙 2・重点対策対象事業要件）
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-3-CDS-jisshi-yoko-ex2-juten-taisaku-taisho-yoken.pdf>
- (エ) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表 1-4・対象経費）
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi.pdf>
- (オ) 地域脱炭素推進交付金 FAQ
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/boshu-06/6th-KOUFUKIN-faq.pdf>

- エ 本プロポーザルは、令和 9 年度事業として、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」が交付されることを前提に行う準備行為であり、本事業に係る予算が成立しなかった場合には、貸付物件に係る土地賃貸借契約及び電力契約を行わないことがある。なお、その場合においても「測量及試験費」等に要した費用は事業者負担とする。また、予算の減額があった場合には、協議により提案内容を変更することがある。
- オ 事業者は、オフサイト PPA 方式により発電した再エネ電力全てを市有施設に供給し、環境価値を市に帰属させるスキームを検討すること。
- カ 事業者は、貸付物件の現地調査や別紙「市有施設使用電力量一覧」を参考として設備容量検討及び電力供給先の検討を行うこと。
- キ 事業者は、周辺環境や景観等への影響についての対策を検討し、自然環境等との調和が図られた提案内容とすること。
- ク 事業者は、苫小牧市内に本社又は支社を有する事業者（以下、「地元企業」という。）との共同事業や活用など、地域経済への貢献につながる提案内容の検討を行うこと。
- ケ 事業者は、その他独自提案として、地域脱炭素の基盤構築を図る取組となるよう、社会の持続的発展に向けて事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、その他地域脱炭素施策に有効な提案の検討を行うこと。

（３）電力契約

- ア 市は、供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を発電事業者または小売電気事業者に支払う。
- イ 電力提案単価は原則、契約期間中一定額とし、積算根拠と共に示すこと。ただし、市場連動するものであることから、市と協議の上、単価の見直しを行うことができる。その際、事業者は提案する電力単価について、市に対し説明責任を負うものとする。
- ウ 電力提案単価は、使用電力量に対する単価のみとし、基本料金、燃料費調整額、再エネ賦課金の設定は行わないものとする。
- エ 電力提案単価の提案上限額は 21 円／kWh（税抜）とする。
- オ 電力提案単価は、補助金額相当分が控除されていること。
- カ 電力使用量は、計量法の検定を受けた電力量計により計測する。なお、電力量計の検定費用は事業者の負担とする。
- キ 電力提案単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。

（４）事業期間

- ア 事業期間は、基本協定締結後から設備を解体、貸付物件の原状回復を行うまでとする。また、事業期間のうち電力供給期間は、設備の法定耐用年数の 17 年間以上は継続し、市有施設に再エネ電力を供給すること。また、市との協議により、電力供給期間を変更する場合もある。
- イ 原則として、令和 9 年度から補助対象経費に係る設備の設置工事を実施し、年度内に補助事業に係る事務手続き等を完了させ、令和 10 年 4 月から再エネ電力の供給を開始す

ること。なお、補助対象経費については、「1（2）関連資料（エ）及び（オ）」を参照すること。

〈事業スケジュール（イメージ）〉

内容	予定時期
①優先交渉権者の選定	令和8年1月下旬～2月上旬
②基本協定の締結	①の後、③が実施されるまでの間
③調査・設計	令和8年度中
④土地賃貸借契約	⑤の前まで
⑤交付申請	令和9年4月頃
⑥設備設置工事（補助対象経費分）	⑤に係る交付決定後
⑦電力契約	⑧の前まで
⑧発電開始	令和10年4月

（5）貸付物件の概要

貸付物件の対象範囲は以下で示すとおりとするが、事業者の費用負担により、借受を希望する範囲の現地測量を行い、面積を決定する。

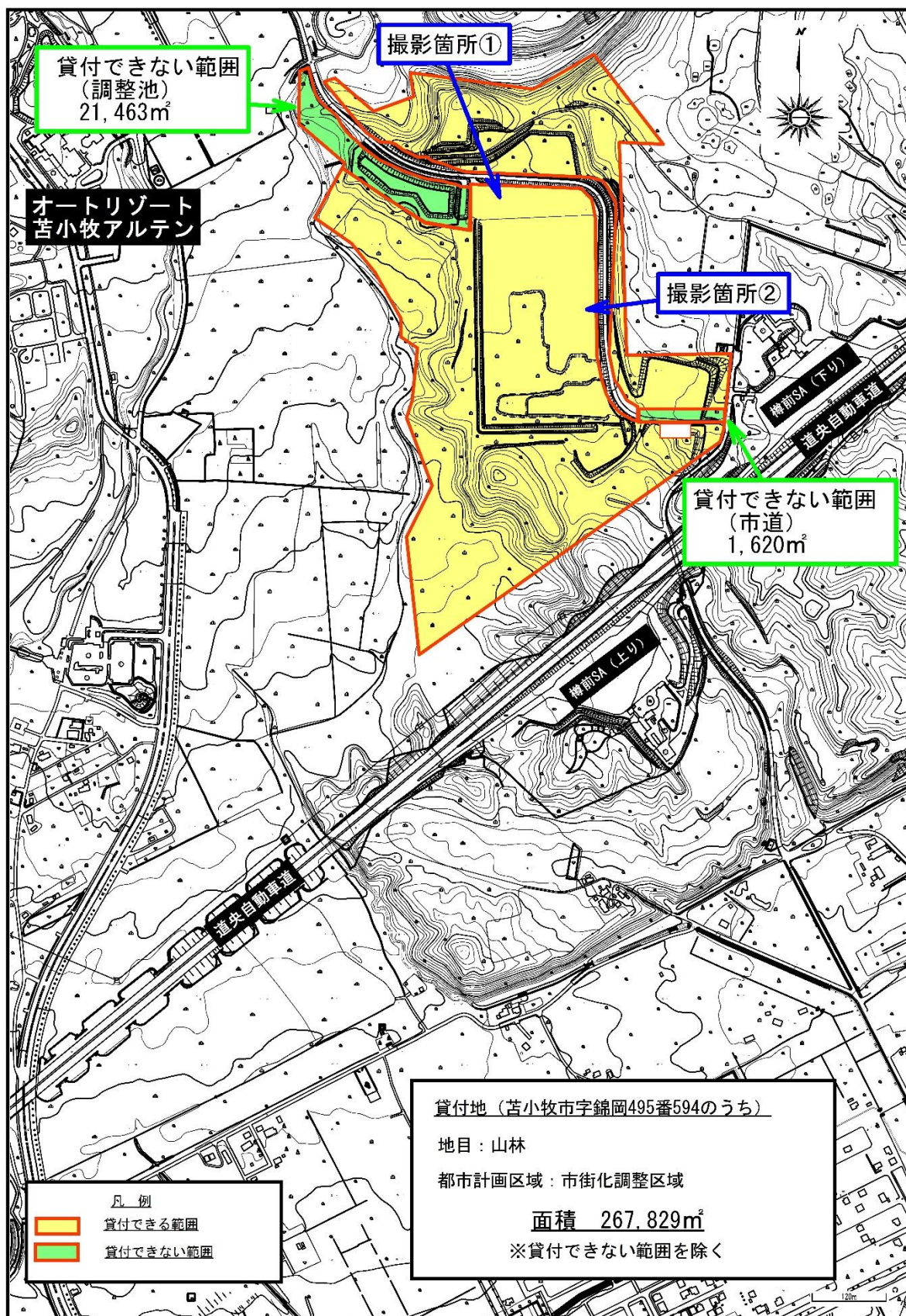
所在・地番	地目	面積	貸付料	都市計画区域
字錦岡495番594のうち	山林	267,829㎡	年額2.05円/㎡	市街化調整区域

※面積は、公募上の登記面積から貸付できない部分を除いたものである。

ア 位置図



イ 詳細図



【撮影箇所①】



【撮影箇所②】



ウ 注意事項

- (ア) 事業者は、貸付物件が市街化調整区域であることを前提に使用すること。
- (イ) 貸付物件は現状のままで貸付を行う。樹木の伐採や除草、整地が必要な場合は、市と協議の上、事業者の費用負担において自ら実施すること。
- (ウ) 事業者は貸付物件を太陽光発電事業の用途以外に使用しないこと。
- (エ) 貸付物件の貸付料単価は 1 ㎡当り年額 2.05 円とし、貸付料の年額は現地測量により決定した面積に 1 ㎡当りの単価を乗じた額とする。貸付料は毎年度支払うものとし、支払い方法及び納期については、市と事業者が協議の上決定する。
- (オ) 事業者は、小売電気事業者の接続検討回答の後、現地工事の着手前までに市と土地賃貸借契約を締結すること。
- (カ) 土地賃貸借契約の締結にあたっては、貸付料総額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として納入すること。この契約保証金は、契約終了時に更地で土地が返却されたことを確認した上で事業者に返還する。ただし、この間の利息は付さない。
- (キ) 貸付物件の一部に森林法の適用を受ける森林が含まれる。（詳細は苫小牧市都市建設部緑地公園課まで）

2. 太陽光発電事業実施にあたっての基本的事項

本項は事業者選定後において、事業実施に際しての基本的事項について記載するが、関係法令等である、苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（苫小牧市条例第 10 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等を遵守するほか、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。

（1）基本協定の締結

市が定める委員により組織された「地域共生・地域裨益型再エネ発電事業（重点対策加速化事業分）に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査結果に基づき選定

された優先交渉権者は、事業化に向けた基本的事項を定めた基本協定を市と締結する。
ただし、基本協定締結までに当該事業者が事故等があり、基本協定締結が不可能となった場合は、次点者と基本協定締結について協議するものとする。

(2) 設置工事前の調査・手続

事業者は、以下のとおり、設置工事前の調査・手続を行う。

- ア 貸付物件及び電力供給予定施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、現地測量、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を市と協議した上で行うものとする。
- イ 設備の容量は、現地調査の結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。
- ウ 現地調査、設備容量検討などを行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出すること。
- エ 設備の設置が、各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出する。
- オ 各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。なお、各種法令の規定に基づく設備の設置・維持管理及び届出等の手続に関する負担は事業者が負うこと。

(3) 周辺関係者への説明会等の実施

事業者は、以下のとおり、周辺関係者への説明会等の実施を行う。

- ア 「苦小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を遵守し、周辺関係者に対し、説明会を開催する等事業計画の周知について必要な措置を講じること。
- イ 設備の設置場所や設置方式（傾斜角度等）、騒音・輻射熱・反射光等周辺環境への影響などを踏まえた説明資料は、事業者が作成すること。
- ウ 説明会の対象範囲や時期、回数等の詳細については、市と事業者で協議して決定する。
- エ 貸付物件は、オートリゾート苦小牧アルテンや錦大沼公園などの自然環境豊かな施設に隣接しているため、事業内容や景観等への配慮について、関係者に十分な説明を行うこと。

(4) 設備の設計・設置

事業者は、以下のとおり、設備の設計及び設置を行う。

- ア 日影、反射光、輻射熱、騒音及び電波障害による周辺への影響について調査し、防災、環境保全、周辺環境や景観等に配慮した設計を行うこと。
- イ 国の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」等に則り、外部から容易に設備に触れることができないように、十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができない高さのフェンスを設けるなど対策を行うこと。
- ウ 電磁界については、「電気設備に関する技術基準を定める省令」を遵守すること。
- エ 設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。事業者は構造上問題ないことを確認し、その結果を市

に報告すること。

- オ 設備及び付帯設備の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針（最新版）」に基づき行うものとする。
- カ 設備は JET 認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- キ 本事業の実施に必要な系統連系に係る手続を事業者の負担により実施すること。

（５）土地賃貸借契約の締結

事業者は、事業実施に向けた調査、手続、設計等を進め、小売電気事業者の接続検討回答の後、現地工事の着手前までに市と土地賃貸借契約を締結する。

（６）工事の実施

工事にあたっては、原則として公共建築工事仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠した施工とすること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。また、事業者は以下のとおり、設備の設置工事を実施すること。

- ア 周辺環境等に影響を及ぼさないよう十分に配慮した施工を行うとともに、影響が懸念される場合には対策を施すこと。また、隣接土地所有者及び周辺関係者との調整等については、基本的に事業者において行い、事業の実施にあたって紛争等が生じた場合は、自らの責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとする。
- イ 設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を市に提出し、承認を得ること。
- ウ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- エ 工事期間において、事業者は感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は設備に損傷を与えるおそれがないよう、関係者以外がみだりに立ち入らないような措置を講じ、安全対策を徹底すること。
- オ 設備に係る配線ルートについては、事業者が現地調査等から保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。
- カ 系統連系については、適切な遮断器、保護装置等を設置して保護協調を図り、波及事故を防ぐ措置を施すこと。
- キ フェンス等の見やすい位置に、事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先・電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日等を記載した標識を掲示すること。
- ク 計画段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対応を講じること。
- ケ 施工にあたり、貸付物件の利用や安全に支障がないよう、市と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し実施すること。
- コ 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を２部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF 形式データ等を提出すること。
- サ 当該設備に係る固定資産税については、地方税法（昭和25 年法律第226 条）第38条の規定

により、償却資産として市に申告すること。

- シ 設備設置時あるいは設置後、周辺に設置された建築物、工作物、備品等が破損した場合は、事業者負担により修復を行うこと。
- ス 本事業の実施に必要な系統連系に係る工事を事業者の負担により実施すること。

(7) 維持管理・報告・非常時等

事業者は、以下のとおり、設備の維持管理及び発電状況の報告等を行うこと。また、非常時において適切な対応を行うこと。

- ア 責任分界点、保全の内容については、市と協議した上で維持管理計画書を提出し、適切な維持管理に努めること。また、設備が故障した場合は、直ちに市に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行うこと。
- イ 法令等に基づき、毎年1回以上の定期点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- ウ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止安全対策に万全を期すこと。
- エ 毎月の発電量実績及び CO₂排出量削減効果の検証を行い、年度毎の事業収支の状況を市に報告すること。また、発電量等の実績については、市が公表することを認めること。なお、定期報告以外であっても、市から要請があった場合には、事業者は情報提供に努めること。
- オ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。なお、使用している機器のメーカーの事情等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新等に支障が出る場合についても、事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施すること。
- カ 電力系統との接続に関する契約を締結している送配電事業者から、国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- キ 事業者からの提案内容が正当な理由なく達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

(8) 電力供給期間終了後の設置撤去等

- ア 電力供給期間終了後、土地賃貸借契約の期間内において、設備の解体、撤去、廃棄、その他必要な措置を速やかに講じた上で、貸付物件の原状回復を行うこと。なお、設備のリサイクルについての検討も行うこと。
- イ 資源エネルギー庁の「廃棄物等費用積立ガイドライン」に準じて、費用算定、積立計画を策定し、当該計画に従って適切な経費の積立を行うなど、廃棄等費用を確保すること。なお、積立方法については市と協議の上決定する。

(9) 地元企業への配慮

事業者は、地元企業との共同事業について検討すること。また、施工及び設備の維持管理業務の一部を下請けに出す場合は、地元企業に優先的に行わせるよう配慮すること。

(10) その他

- ア 事業者が本要項に定める事項を履行しないときは、市は本事業に係る貸付物件の土地賃貸借契約及び電力契約等を解除することができるものとする。この場合、事業者の責任と負担において、貸付物件から設備を速やかに撤去するとともに、原状回復を行うこと。また、前述により、市に損失が生じたときは、事業者の責任と負担により対応又は補償すること。
- イ 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えてはならないが、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、それに伴い市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ウ 事業者の都合及び自然災害の不可抗力等により、事業期間の途中で事業を中止した場合、市と協議を行った上で、事業者の費用負担により設備及びその他付帯設備の撤去を行い、貸付物件等の原状回復を行うものとする。また、その際に、国への交付金の返還が生じた場合は、原則、事業者が費用負担を行う。
- エ 市が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。
- オ 事業者は業務上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- カ 事業者は業務の進捗状況などを随時市へ報告することとし、協議する事項がある場合は、協議の後に議事録を作成し、市の確認を受けることとする。
- キ 事業者は、本事業に係る周知啓発を目的とした掲示等を必要に応じて行うこと。掲示内容や掲示方法、掲示場所等については、市と協議の上、決定すること。
- ク 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本要項に定めのないことであっても実施するものとする。その他、本要項に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。
- ケ 事業者は、本事業に係る権利義務及び設備について、原則、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。

3. 提案資格の要件等

(1) 提案者の資格

次の要件をすべて満たしている日本国内に本社又は本店を有し、法人登記をしている法人とする。

- ア 提案者は、過去に国内での太陽光発電事業の実績を有する法人とする。複数の法人で構成する共同企業体が提案者となる場合は、構成する法人のうち一者以上が、実績を有することとする。
- イ 共同企業体で提案する場合、その構成者は、本事業に参加する他の共同企業体の構成者となることはできない。また、その構成者は、別途単独での提案参加もできない。

- ウ 提案者は、本事業と同時に公募を実施している「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業に係るパートナー事業者公募」への参加はできない。
- エ 提案者は、次の要件を満たしていること。共同企業体での提案の場合、その構成者の全てが次の要件を満たしていること。
- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (イ) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。また、市の市税に滞納がないこと。
 - (ウ) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により指名停止されていないこと。
 - (エ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 注意事項

- ア 提案に要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- イ 提出書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的には使用しない。
- ウ 提案者は、提案書の内容や市との協議事項、交渉内容等について、守秘義務を遵守することとし、市からの事前承諾なく、これらの内容を公表してはならない。

4. 公募の手続き

(1) 公募のスケジュール

内容	日付
実施の公表	令和 7 年 5 月 2 日（金）
説明会	市公式ホームページに説明動画を公開
現地調査	令和 7 年 5 月 12 日（月）～ 5 月 30 日（金）
質問票の受付期間	令和 7 年 5 月 2 日（金）～ 6 月 4 日（水）
質問に対する回答	都度回答～令和 7 年 6 月 11 日（水）
参加意向書提出期間	令和 7 年 5 月 16 日（金）～ 6 月 16 日（月）
提案資格確認の通知	令和 7 年 6 月 26 日（木）頃
提案書の受付	令和 7 年 6 月 27 日（金）～ 12 月 22 日（月）
辞退届提出期限	～令和 7 年 12 月 22 日（月）
ヒアリング	令和 8 年 1 月下旬 ～ 2 月上旬
結果の公表・通知	令和 8 年 1 月下旬 ～ 2 月上旬
非特定者説明要求	令和 8 年 2 月上旬 ～ 2 月中旬

(2) 公募手続き

ア 実施の公表

苫小牧市公式ホームページで以下の資料を公表する。

- (ア) 公表日 令和 7 年 5 月 2 日（金）

(イ) 公表資料

- ・実施要領
- ・募集要項
- ・参加意向書
- ・共同企業体協定書
- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・納税状況確認同意書
- ・参加辞退届
- ・質問票
- ・現地調査申込書
- ・提案書
- ・市有施設使用電力量一覧

イ 実施説明会

本事業の概要を説明した動画を市公式ホームページに公開する。

ウ 現地調査

貸付物件について、現地調査を行いたい場合には、次の通り申し込みを行うこと。職員の手配等の都合で日時の調整が必要であるため、できるだけ早めに連絡すること。

また、現地調査時における質疑については「エ 質疑の受付」と同様に質問票で受け付ける。なお、現地調査に不参加でも本プロポーザルに参加できるが、貸付物件の状態及び現地調査で説明した内容等はすべて了知しているものとみなす。

(ア) 実施期間 令和 7 年 5 月 12 日（月）～令和 7 年 5 月 30 日（金）

(イ) 申込方法 別紙「現地調査申込書」を希望する日時の 5 日前（土・日・祝日を除く）までに、電子メールにて P19 記載の「お問い合わせ先」に提出

エ 質疑の受付

参加意向表明の可否判断にあたっての質疑は、次のとおり受付を行う。なお、参加意向表明後、提案書作成段階での質疑については随時受付し、回答する。

(ア) 受付期間 令和 7 年 5 月 2 日（金）～6 月 4 日（水）

(イ) 提出方法 「質問票」に記入の上、電子メールにて P19 記載の「お問い合わせ先」に提出

(ウ) 回答期間 都度回答～令和 7 年 6 月 11 日（水）

(エ) 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問受付後その都度回答し、苫小牧市公式ホームページに掲載する。

オ 参加意向表明

(ア) 受付期間 令和 7 年 5 月 16 日 (金) ～ 6 月 16 日 (月)

(イ) 提出書類

提出書類		記載事項
①	参加意向書	様式のとおり
②	共同企業体協定書	共同企業体の場合。様式のとおり
③	太陽光発電事業の実績を証する書類の写し	送配電事業者からの接続供給契約検討結果回答書、送配電事業者との連系契約書など
④	暴力団排除に関する誓約書	様式のとおり
⑤	履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	発行から 3 か月以内のもの
⑥	代表者印鑑登録証明書	発行から 3 か月以内のもの
⑦	納税証明書	法人税、消費税及び地方消費税 (その 3 の 3、所在税務署)、苫小牧市税
⑧	納税状況確認同意書	様式のとおり
⑨	決算報告書	直近 3 年間の決算期

※市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※共同企業体で応募する場合は、その構成者の全てが④～⑨を提出すること。

(ウ) 提出方法 P19 記載の「お問い合わせ先」に郵送（必着）または持参（8 時 45 分～17 時 15 分、土・日・祝日を除く）

(エ) 参加資格通知 令和 7 年 6 月 26 日（木）頃 全事業者に通知する。

(オ) 提案者の変更 共同企業体の構成者の変更、或いは単体の提案者が共同企業体として提案したいなど、参加意向書提出後に変更が生じた場合は市に報告すること。市が認める場合は、受付期間終了後においても参加意向書等の必要書類を再提出することができる。ただし、当初提出した参加意向書に記載の主たる事業者が構成員から外れない場合に限る。

5. 提案書作成要領

(1) 提案書の受付

ア 受付期間 令和 7 年 6 月 27 日（金）～12 月 22 日（月）

イ 提出方法 「提案書」と必要文書を添付の上、P19 記載の「お問い合わせ先」に郵送（必着）または持参（8 時 45 分～17 時 15 分、土・日・祝日を除く）

ウ 提出部数 15 部

(2) 作成方法

- ア 提案は、1 提案者につき 1 案に限る。（共同企業体の場合を含む）
- イ A 4 版、両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- ウ 写真やイラスト等を用いるなどして文章を補完し、理解しやすい提案書とすること。
- エ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- オ 文字サイズは 11 ポイント以上とする。

(3) 記載内容

提案書には以下の項目を記載すること。

ア 表紙

タイトルと提案者

- ・複数の法人で構成する共同企業体の場合は、代表者と構成員が分かるように記載

イ 実績

類似事業実績

- ・過去の設備の設置、電力供給契約等の実績

ウ 実施内容

(ア) 設備導入内容

- ・貸付物件の借受を希望する面積と範囲
- ・設置する設備の容量及び仕様

(イ) 電力供給方法

- ・市有施設への再エネ電力供給スキーム

(ウ) 電力供給量及び CO₂削減量

- ・市有施設への再エネ電力供給量及び供給先
- ・工事等を含め事業全体での CO₂削減効果

(エ) 電力提案単価

- ・市有施設への電力提案単価
- ・事業全体に係る概算総事業費及び補助対象経費、補助金額（「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表 1-4・対象経費）」を参考）

(オ) 周辺環境及び景観等への配慮

- ・周辺環境や景観等への影響についての対策等

(カ) 地域経済への貢献

- ・地元企業との共同事業や活用など、地域経済への貢献につながる提案

(キ) その他独自提案

- ・事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、その他地域脱炭素施策に有効な提案

エ 実施体制

(ア) 工事遂行能力

- ・工事計画や実施体制等について記載

(イ) 設備の維持管理

- ・事業実施中の維持管理やメンテナンス計画について記載

(ウ) 事業実施中のリスク対応

・事業実施中に想定される災害時等のリスク対応について記載

(エ) 事業継続性の保証

・資金調達計画や財務状況等に記載

(オ) 設備の廃棄・リサイクル

・事業終了後における設備の廃棄・リサイクルの実施計画について記載

(4) 注意事項

ア 提案は、1 提案者につき 1 案に限る。(共同企業体の場合を含む)

イ 提案に必要な費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された書類については、変更を認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができること、記載内容に関する聞き取り調査を行うことができることとする。

エ 受付期間中に提案書を提出しない場合は、応募がなかったものとみなす。また、ヒアリングに出席しない場合についても、同様に応募がなかったものとみなす。

オ 質疑受付期間中において、プロポーザル選定委員、本件業務に従事する市職員及び市関係者に対して、所定の方法(質問票による質問)以外で、応募にかかる不正な接触の事実が認められたときは、失格とする。

カ 提出された書類は返却しない。

キ 提出書類に虚偽がある場合、応募を無効とし所要の措置を講じることがある。

ク 採用した提案書等の著作権は市に帰属するものとする。

ケ 応募を辞退する場合には、参加辞退届を令和 7 年 12 月 22 日(月)までに P19 記載の「お問い合わせ先」に郵送(必着)または持参で提出すること。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しない。

6. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の特定は、選定委員会において一次審査及び二次審査を実施し、その評価結果に基づき特定する。

(1) 選定委員会の審査・評価

ア 選定委員会の委員の評価結果に基づき、最も評価点(各委員の評価点の合計)が高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点者として特定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、(4)評価基準の「2. 実施内容」に係る項目の評価点の合計が一番高い者を優先交渉権者とする。さらに同点の場合は選定委員会の合議により決定する。

ウ 次に該当する場合は、失格とし、選定委員会での審査・評価は行わない。

①「3. 提案資格の要件等」の記載内容を満たしていない場合

②電力提案単価が市が設定した提案上限額を上回った場合

③その他選定委員会で不適と判断された場合

エ 選定委員会の委員全員の採点項目の評価点の合計が当該配点の合計の6割未満となった場合、その提案は不採用とする。

オ 提案者が1者のみの場合でも応募書類の審査・評価は実施する。

(2) 一次審査（書面審査）

提案者が4者以上あった場合には、提出された提案書の内容により、選定委員会において一次審査（書類審査）を実施する。一次審査は「（4）評価基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次審査（ヒアリング）に当該評価結果を引き継がないものとする。この場合、一次審査の実施後、速やかに全ての提案者に対し、評価結果を通知する。

なお、提案者が4者未満の場合は、一次審査は実施しないものとする。

(3) 二次審査（ヒアリング）

一次審査を通過した提案者は、以下のとおり二次審査（ヒアリング）を実施する。

ア 日時 令和8年1月下旬～2月上旬

（ア）提案者のヒアリング実施日時については個別に通知し、プレゼンテーション開始10分前までに受付を行う。

（イ）ヒアリングの進行状況によっては、開始時刻を早める可能性があるが、その場合、ヒアリングの対象となる提案者と協議の上決定する。

イ 時間配分 1者あたり35分（提案説明15分、選定委員からの質疑20分）とする。

ウ 実施方法

（ア）提案説明は、提案書では理解が難しい点やアピールしたい点について行うこと。

（イ）提案者から選定委員会への質問は一切認めない。

（ウ）ヒアリングは一般非公開とする。

（エ）ヒアリングの内容は、提出のあった提案書に基づくものとする。なお、資料の追加提出は認めない。

（オ）ヒアリングの説明者は、補助者を含めて3名までとする。

（カ）説明にあたり、補完的な資料の提出は認めない。

(4) 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
1. 実績	① 類似事業実績	過去に積雪寒冷地における設備の設置、電力供給契約等の実績があり評価できるか	10
2. 実施内容	② 設備導入内容	貸付物件を有効活用し、十分な設備の容量となっているか	30
	③ 電力供給方法	電力供給スキームが実現可能性の高い提案であるか	30
	④ 市有施設への電力供給量及びCO ₂ 削減量	市有施設への電力供給量が十分確保されており、効率的に供給される提案であるか。 工事等を含め事業全体で市内におけるCO ₂ 削減効果が優れた提案であるか	50
	⑤ 電力提案単価	市有施設への提案単価が経済性に優れた提案であるか	40
	⑥ 周辺環境及び景観等への配慮	周辺環境や景観等への影響について検討、配慮などの対策等がされており、自然環境等との調和が図られている提案であるか	25
	⑦ 地域経済への貢献	地元企業との共同事業や活用など、地域経済に貢献している提案であるか	25
	⑧ その他独自提案	地域脱炭素の基盤構築を図る取組となるよう、社会の持続的発展に向けて事業実施の効果を地域に波及させるための創意工夫、その他地域脱炭素施策に有効な提案等があるか	30
3. 実施体制	⑨ 工事遂行能力	円滑かつ確実に進められる工事計画や実施体制等であるか	30
	⑩ 設備の維持管理	事業実施中の維持管理やメンテナンス計画が具体性・妥当性がある、緊急時にも対応できる体制であるか	20
	⑪ 事業実施中のリスク対応	事業実施中に想定される災害時等のリスクに対応できる提案であるか	20
	⑫ 事業継続性の保証	資金調達計画や財務状況等に問題がなく、長期の事業期間における安定的な事業継続性が確保できる提案であるか	20
	⑬ 設備の廃棄・リサイクル	事業終了後における設備の廃棄・リサイクルの実施計画が適切な提案であるか	20
合計			350

(5) 結果の公表・通知

- ア 結果の通知 令和8年1月下旬～2月上旬 結果通知書の送付をもって通知する。
- イ 公表内容 優先交渉権者名、全提案事業者の名称（五十音順）、全提案事業者の評価点（得点順）、選定委員、その他必要な事項。なお、応募が2者の場合は優先交渉権者以外の名称は匿名とする。
- ウ 公表方法 苫小牧市公式ホームページにて掲載する。

(6) 非特定者説明要求

非特定の通知を受けた者は、書面によりその理由について、説明を求めることができるものとする。（任意様式）

- ア 受付期間 令和8年2月上旬～中旬
- イ 回答期間 令和8年2月中旬～下旬
- ウ 回答方法 事業者に個別で書面にて回答する

(7) 次点者の地位

- ア 次点者は、優先交渉権者が締結期限までに基本協定を締結しない場合は、優先交渉権者に代わって市と同協定を締結することができる。
- イ 次点者の地位は、優先交渉権者の基本協定の締結をもって消滅するものとし、この場合はその旨を通知する。それまでの間、第三者に当該地位を移転することはできない。
- ウ 次点者の地位を辞退したい場合は、辞退届（任意様式）を市へ提出すること。

お問い合わせ先

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進担当
〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地25
電話：(0144) 57-3666 FAX：(0144) 57-8809
E-mail: z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp